



臨時



千春第二保育園 2014年1月15日

**\* インフルエンザについて**

・園児本人がなった場合・・ 保育園に連絡してください。

**<登園基準>**

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日間(72時間)を経過するまで  
登園時には、**治療証明が必要**です。(治療証明の用紙は、保育園のホームページからでも出せます。)

・園児の家族がなった場合・・ 7日間の園児の健康状態の観察(検温を含む)

**<登園基準>**

熱が37.5度以下で咳をしていないこと。  
登園後37.5度以上の発熱、咳が出た場合には、すぐにお迎えが可能であること。

**<送迎に関するお願い>**

症状がない人(発熱37.5度以下で咳をしていない人)  
園児は、1週間玄関での受け入れとします。  
送迎の前に電話で時間をお知らせください。

・園児の家族の職場・学校・保育園で出た場合  
7日間の健康状態の観察(検温を含む)をおねがいします。

**\* インフルエンザに関係なく39度以上の発熱があった場合、  
次の日熱が解熱してもご家庭で1日は、様子を見てあげましょう。**

**\* 感染予防**

咳のときは、  
マスクをしましょう。



手洗い・うがいを  
心がけましょう。



規則正しい  
生活をしましょう。



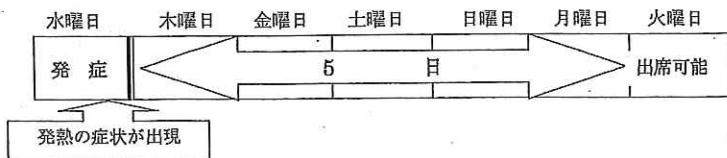
バランス良く  
何でもたべましょう。



- \* 送迎時保護者が、発熱・咳・下痢嘔吐などの感染症が疑われる場合には、保育室には入れません。園児は、玄関での受け入れとし、送迎前に電話で時間をお知らせ下さい。
- \* 兄弟、職場でインフルエンザが出た場合には、必ず保育園までお知らせ下さい。
- \* お休みの後や体調が悪い時には、連絡帳や担任までお知らせ下さい。

治療証明書		見本
(インフルエンザ用)		
園名	千春第二保育園	
クラス名		
園児名		
病名	インフルエンザ(A・B)	
疾病を発症した日:	平成	年 月 日
完全に解熱した日:	平成	年 月 日
3日間後 (72時間後)	平成	年 月 日
よって	月 日	日から登園しても支障がないことを証明します。
	平成	年 月 日
	医療機関	
	医師名	
	印	

・「発症した後5日は」とは、  
発症した日(発熱が始まった日)は含まれず、  
翌日を第1日と数えます。



・「解熱した後3日を経過するまで」とは、  
解熱を確認した日は日数には数えず  
翌日を第1日目と数えます。

